

## 県民の皆様へ

本日、政府の対策本部会議で、基本的対処方針の変更が決定されました。

これに伴い、飲食店等の利用に関する「島根県の対応」のうち、飲食の際の人数や利用時間についての制限を解除しました。

ただし、飲食店等の利用については、各店舗において感染防止対策を徹底して頂くこと、県民の皆様にも、そうした店舗を利用して頂くこと等を、引き続きお願いいたします。

要請の期間は、11月19日から当面の間とします。

その他、「島根県の対応」で決定した要請内容について、徹底をお願いいたします。

これらの内容については、今後の感染の状況によって、適宜、見直していきたいと考えています。

県民の皆様には、引き続き、基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

令和3年11月19日

島根県知事 丸山達也